

平成20年度 第3回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成21年1月20日（火） 14時30分～16時30分

2. 場 所 鹿屋体育大学 大学院棟2階「演習室Ⅳ」
国立スポーツ科学センター 4階「テレビ会議室」

3. 出席者

学外委員 上治、岡崎、加賀谷、仮屋、小林の各委員

学内委員 福永、井上、松下、倉田、尾熊の各委員

4. 列席者

飯田監事、富岡監事、川西学長補佐、西薊学長補佐、井上学長補佐、
志村附属図書館長

5. 内 容

1) 開 会

議事に入る前に、福永学長から仮屋委員の紹介が行われ、その後、事務局から会議のスケジュール及び配付資料の確認が行われた。

2) 前回議事要旨確認

平成20年度第2回経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 審議事項

（質疑の○は学外委員の発言を、●は学内委員及び学内者の発言を示す。）

(1) 平成20年度国立大学法人鹿屋体育大学補正予算（第2次）について

尾熊委員から配付資料に基づき、現時点における本年度の収支状況は、入学料、授業料、検定料の見込減により自己収入が9,769千円減少するものの、予備費14,632千円を含め予算残見込額として18,665千円が生じるため、当該金額を戦略的経費17,433千円及び共通経費1,232千円に充てるための補正予算（第2次）を計画したこと。また、今後状況の変化等により計画の変更等も考えられるが、その場合は学長に一任いただき、変更内容等については3月又は6月の経営協議会において報告したい旨の説明があり、以下の質疑の結果、原案のとおり了承された。

○ 自己収入が減少した理由について教えていただきたい。

● 大学院博士後期課程・修士課程の入学者を定員の110%程度に抑えているため在籍者数が少なくなっていること。また、志願者数も減少しているため、その分自己収入が減となっている。

(2) 平成21年度予算編成方針について

尾熊委員から配付資料に基づき、平成21年度予算を編成するための基本方針、配分方法等について、平成21年度予算編成方針として定める必要がある旨の説明があり、以下の質疑の結果、原案のとおり了承された。

○ 人件費については階層別ではなくて全体で一律5%の減なのか。

- 人件費総額で平成 17 年度～平成 22 年度の 5 年間で 5 %削減ということである。

4) 報告事項

(1) 平成 19 事業年度の国立大学法人等における剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る承認について

尾熊委員から配付資料に基づき、平成 19 年度に生じた剰余金 66,890,290 円について翌事業年度への繰り越しの申請をしていたが、平成 20 年 12 月 16 日付けで申請のとおり承認された旨の報告があった。なお、以下の質疑があった。

- 「本年度の予算はできるだけ使い切る。」との説明があったがその理由を伺いたい。また、今回承認された剰余金については 21 年 3 月までに使用するというのか。

- 「本年度の予算はできるだけ使い切る。」という理由は、本年度予算において剰余金が生じた場合、承認されるのが平成 21 年 12 月頃であること。また、次期中期目標期間への繰り越しが難しいため、第一期中期目標期間中である平成 22 年 3 月までに執行する必要がある、期間が 4 ヶ月間しかなく執行することが難しいためである。また、今回承認された剰余金についても平成 22 年 3 月までに使用すれば良いこととなっている。

(2) 平成 21 年度鹿屋体育大学予算予定額の概要について

尾熊委員から配付資料に基づき、平成 20 年 12 月 22 日に文部科学省から内示のあった本学の平成 21 年度予算予定額の概要、国立大学法人全体の予算案の概要及び平成 21 年度国立大学法人予算に関する財務省内示等について説明があった。なお、以下の質疑があった。

- 平成 21 年度予算予定額には、さきほど説明のあった「剰余金」は反映されているのか。
- これは平成 21 年度予算予定額の内示額であり「剰余金」は反映されていない。
- 剰余金の使用については、来年度の予算案又は目的積立金による事業計画として別途提示し、審議願う予定である。

(3) 鹿屋体育大学知的財産ポリシーの制定について

西菌学長補佐から配付資料に基づき、研究成果に基づく知的財産の創造、保護及び活用等を図るため、その基本的な考え方等を定めたとの説明があった。

(4) 中期目標の達成状況に関する評価結果（案）について

井上委員から配布資料に基づき、中期目標期間における業務の実績のうち教育研究に関する事項について、書面調査及び訪問調査の結果等に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構から、「1. 教育に関する目標」、「2. 研究に関する目標」及び「3. 社会との連携、国際交流等に関する目標」の各大項目について「おおむね良好」との評価結果（案）の通知があったこと。今後の予定としては、1 月末までに評価結果（案）に対する意見申立、2 月中旬に評価結果の確定、2 月末に独立行政法人大学評価・学位授与機構から国立大学法人評価委員会へ評価結果の提出、3 月頃に国立大学法人評価委員会による業務運営等を含めた総合評価結果の確定となっており、当該評価結果については次期中期目標期間（平成 2

２年度～平成２７年度）における運営費交付金の算定に反映される予定である等の説明があった。

○ 評価結果（案）に対する意見申立を行うことを考えているのか

● 意見申立については事実誤認、誤字脱字等に限られ、評定の内容及び新しい資料の提出等は受け付けられないため、異議申立を行うことは難しいと考えている。

５）鹿屋体育大学学内外の諸情勢について

松下委員から、国際武道シンポジウムの開催結果について、平成２１年度体育学部入学試験（推薦入学試験及び特別選抜試験）の結果について、平成２１年度大学院体育学研究科入学試験（秋期募集）の結果について、平成２０年度優秀学生顕彰事業への推薦結果について、井上学長補佐から、学生の競技成績等について（平成２０年９月下旬～１２月）、川西学長補佐からＳＣＯ－ＯＰ国際セミナー２００９の開催についてそれぞれ配付資料に基づき報告があった。

６）大学院体育学研究科体育学専攻（修士課程）社会人コースの開設及びサテライトキャンパスの設置について

井上委員及び川西学長補佐から配布資料に基づき、大学院体育学研究科体育専攻（修士課程）社会人コースを開設し、そのための拠点として首都圏にサテライトキャンパスを設置する計画について、学長の発案により学内で検討してきたが、目的、実施時期、実施内容、教育プログラム等についての具体的な計画を立案したので経営協議会の意見を伺いたい旨の発言があり、委員相互の意見交換を行った。

７）ウェブジャーナル「スポーツパフォーマンス研究」の発刊について

福永議長及び井上学長補佐から配付資料に基づき、ウェブジャーナル「スポーツパフォーマンス研究」の具体的内容、準備状況等についての説明の後、経営協議会の意見を伺いたい旨の発言があり、委員相互の意見交換を行った。

８）その他

（１）次回の開催予定について

福永議長から、次回は平成２１年３月１７日（火）１４：３０から、国立スポーツ科学センターと鹿屋体育大学とをテレビ会議システムで結び実施するとの案内があった。